

# 「神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（案）」の概要

## 1 改正の理由

### (1) 3か月訓練コース導入に伴う誓約書の提出対象者の変更

県立総合職業技術校（以下「技術校」という。）及び国立県営神奈川障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）において、従前の期間6か月以上の普通職業訓練に比してより短期間である訓練期間を3か月以上とする普通職業訓練を導入する運びとなった。

そのため、技術校及び障害者校において、当該普通職業訓練に係る入校を決定された者（以下「技術校生等」という。）に対しても誓約書の提出対象者とするよう所要の改正を行うものである。

### (2) 皆勤賞及び精勤賞の廃止

技術校及び障害者校に入校した後の技術校生等（以下「入校技術校生等」という。）が就職活動に尽力し所要の普通職業訓練を欠席した結果、当然に皆勤賞や精勤賞の授与の対象外になることから、技術校及び障害者校の意義である就職を目標としていることと齟齬が生じている。

加えて、健康上の理由等のため、本来は当該普通職業訓練を欠席すべき状況にもかかわらず、皆勤賞等の受賞のため無理を押し当該普通職業訓練に参加する入校技術校生等の例も見受けられている。

そのため、入校技術校生等に対し一律に皆勤賞及び精勤賞を授与することの意義は乏しいと認められることから、皆勤賞及び精勤賞を廃止するため、所要の改正を行うものである。

### (3) その他所要の改正

(1)及び(2)に掲げるほか、様式については別の規程で定めることに伴い、標記両規則において様式を廃止すること等の所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

別添「神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則（案）新旧対照表」及び「神奈川障害者職業能力開発校運営規則（案）新旧対照表」のとおり。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 4 経過措置

### 1-(2)（皆勤賞及び精勤賞の廃止関係）

改正規則の施行前の入校技術校生等については、改正規則の規定にかかわらず、皆勤賞及び精勤賞をそれぞれ授与する。